

【求人概要（週 1 5 時間任用）】

スクール・サポート・スタッフ（学校業務補助員）

【会計年度任用職員】の募集について

1 雇用対象者

下記 5 の業務を行うに当たり、学校教育に理解のある者

2 雇用期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 就労場所及び人数

青森県立十和田工業高等学校 1 人

4 職種

学校業務補助員（会計年度任用職員）

5 業務内容

教員が行っている業務のうち、教員以外の者でも行うことが可能な業務とし、具体的には次の業務とする。

- (1) 授業で使用する教材等の印刷や物品の準備
- (2) 教材・資料の整理、保管
- (3) 宿題等の提出物の受取・確認
- (4) 小テスト等の採点
- (5) 学校行事・式典等の準備補助
- (6) 統計情報等のデータ入力・名簿の作成
- (7) 電話対応・来客受付
- (8) その他教員の負担軽減を図るために校長が必要と認める業務（生徒への直接の指導・支援等を除く）

6 勤務日数・勤務時間

勤務日及び勤務時間は、1 週間当たり 1 5 時間として所属する学校の校長が定める。ただし、休日には、特に勤務することを命ぜられない限り勤務を要しない。勤務日における勤務時間は、7 時間 4 5 分を超えない範囲内で所属する学校の校長が定める。

7 報酬等

(1) 報酬

1. 月額 6 5, 9 4 5 円
2. 計算期間 一の月の初日から末日まで
3. 支払日 当月 2 1 日

(2) 期末勤勉手当

なし

(3) 費用弁償

通勤費相当額を支給（正規職員の例による）

※支払日は、翌月 10 日頃

8 社会保険等

労災保険に加入。

9 採用方法

随時面接。面接日時等については、後日お知らせします。

10 任用更新の有無

勤務成績、態度、能力及び次年度予算の状況により判断

11 求人に関する特記事項

☆ 障がい者雇用推進のため、次に掲げる手帳等の交付を受けている方を募集します。

1. 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳（1 級から 6 級まで）
2. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳
3. 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に規定する療育手帳

☆ 選考時及び勤務時に必要な合理的配慮について、お申し出ください。

12 連絡先

十和田工業高等学校 スクールサポートスタッフ担当

電話 0176-23-6178